

海外便り

第二東京弁護士会会員
栗田 哲郎 *Kurita, Tetsuo*

現在、シンガポールのラジャ・タン法律事務所にてパートナー弁護士として勤務しております。57期ですが、もともとは、日本の大手涉外事務所に勤務していました。本稿では、日本人弁護士がシンガポールでどのような仕事を行っているのか報告させていただきます。

ラジャ・タン法律事務所の紹介

ラジャ・タン法律事務所は、60年前にシンガポールで設立された事務所です。シンガポールという国ができたのが、45年前ですので、シンガポールよりも古い法律事務所ということになります。ラジャというものがインド系のシンガポール人、タンというものが中華系のシンガポール人で、その2名が創設者ということになっています。(もちろん、その2名を見たことはありません。)

弁護士は300名以上勤務しており、現時点では、ラジャ・タン法律事務所はシンガポールでは最大の法律事務所になっています。

ラジャ・タン法律事務所には、シンガポール事務所だけではなく、マレーシア、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、タイ、中国すべてに支店・拠点があります。したがって、これらの拠点に出張することも非常に多く、シンガポールにいることは月の半分くらいなのが現状です。そして、各拠点には、各国の弁護士が勤務しています。また、これに加え、シンガポールの事務所にも、ASEAN各国ばかりか、アメリカ、イギリス、フランス、スイス、インド、中国、日本(私ですが)などの弁護士が勤務しています。シンガポールがいかに国際色豊かであるかが分かるかと思います。

また、ラジャ・タン法律事務所は、10年前に、ジャパンデスクという日本企業のASEAN進出・ビジネス拡大に特化したデスクを設置しており、現在、10名の弁護士・スタッフが勤務しています。

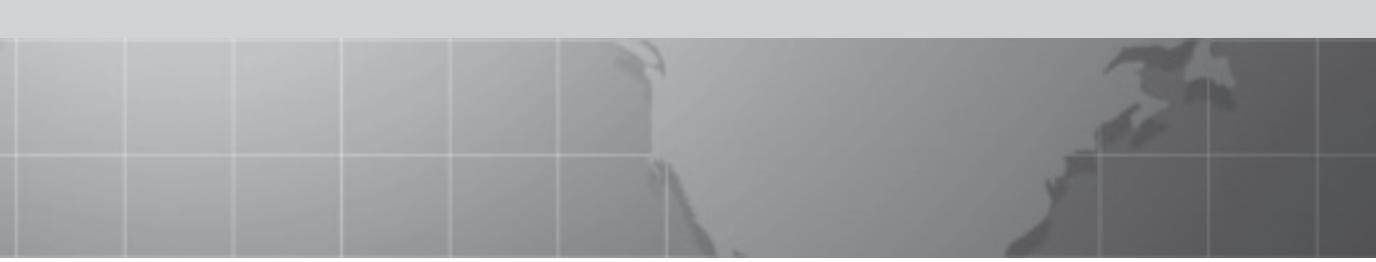
職務の内容1 ASEAN進出・拡大支援業務

私の職務の内容ですが、日本企業のASEAN進出・ビジネス拡大の支援業務、および国際仲裁などをはじめとした紛争解決業務です。

まず、前者ですが、現在、日本国内の需要の縮小、円高、震災などの影響を受けて数多くの日本企業が海外に進出し、海外でビジネスを拡大したいと考えています。しかし、海外ビジネスといつても容易ではなく、特に法律、規制などは全く日本とは異なります。また、各国の言語で法律は書かれており、その理解は容易ではありません。そこで、ラジャ・タン法律事務所のメンバーは、日本法と比較しながら、分かりやすく、かつ日本企業の視点に沿った内容のアドバイスを行うことを旨としています。英語などで契約書を作成するのですが、その内容は、日本語で解説します。もちろん、フィーの調整、スケジュールの管理なども職務のひとつです。

そして、何よりも重要なのが、最もその案件にあった適切な弁護士を選定し(自分で可能であれば自分で対処しますが)、チームを作ることです。ベトナムで労働問題、インドネシアで刑事訴訟、シンガポールで会社の買収、ミャンマーでの会社設立などの案件があったとしても、その案件にあったベストのチームの組成は容易ではありません。そのためには、普段からのネットワーク造りが欠かせませんので、私は普段何かあれば、できるだけ各国を動きまわって一緒にご飯を食べたり、飲みに行くようにしています(妻には遊んでいるだけとよく言われますが…。)

現在、多くの日本企業がシンガポールにアジア統括会社を設置し、そのシンガポール統括会社を利用して、ASEAN諸国を攻略しようとしています。その一環で多くの日本企業がシンガポールに法務部または法務機能・コンプライアンス機能を持たせようとしています。現在は、そのような日本企業に対して、シンガポール統括会社の意義、統括会社をどのように設置すればよいのか、そしてどのように実際の運用をしていけばよいのか、そしてそのアジア統括会社を利用して、シンガポールからどのようにアジア各国に進出、M&Aをすればよいのかなどについてのアドバイスをする



機会が多くなっています。

また、最近のもうひとつの特徴は、新興国の中でも、インドネシア、ミャンマーの相談が非常に多くなってきてている点です。2億4000万人の人口を有する資源大国インドネシア、世界最低水準の労働コストを有し外資誘致が始まる(であろう)ミャンマー。いずれもまだ完全な法治国家とはいえない人の裁量で決まってしまう余地の高い国です。よく、そのようなところでは弁護士は不要なのではと聞かれるのですが、むしろ、そのような場所でこそ私は法律を研究していくなければならないと考えています。もちろん運用の方が重要なのですが、法律を知った上で、その運用もきちんと理解していくべきだと考えています。

さらに、そのような国では、日本の外務省などの連携も非常に重要だと考えています。日本企業が新興国でどのような悩みに面しているのかを外務省に吸い上げてもらい、それを国家政策として反映してもらう、そのような営みが非常に重要なと考えており、大使館の方々と接する機会も大切にしたいと考えています。この一環でシンガポールでは、シンガポール大使を交えた法務(ホーム)パーティを開催したりしています。

職務の内容2 紛争解決

私はアジアにおいて、紛争解決業務を積極的に行っていると考えています。こういうと多くの方々は、アジア各国の資格がない以上、または言語が分からぬ以上、裁判所にたつことができないのだから、アジアで紛争解決業務をするのは難しいよと言われます。確かにその指摘は正しいと思っています。しかし、私がもともと日本にいた頃には紛争解決業務に数多く接していたこともあるのですが、それ以上に、アジアにおいて巨額の投資を行って、それが紛争に巻き込まれてしまった場合、とりかえしのつかないことになることが多いのです。その場合、ほんの少しのコミュニケーションミスも許されません。また、裁判では各国の枠組みを超えないため、仲裁という枠

組みがクロスボーダーの取引では一般的になっています。この仲裁という分野では、私も資格を有しています。そして、何よりアジアにおける紛争解決の多くはシンガポールの仲裁において裁定されています。

そこで私はラジャ・タン法律事務所に入所する前に、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre)に勤務しました。無給という条件でしたが、この間に数百もの国際仲裁案件に触れることができ、また仲裁のケースマネージングを学ぶこともできたため、非常に有意義な時間を過ごすことができました。

これをきっかけに、ラジャ・タン法律事務所に入つてからも数多くの紛争案件を取り扱っています。仲裁案件はもちろん、労働紛争、建設紛争、国際競争法案件。対応している法域も、シンガポールだけではなく、マレーシア、インドネシア、ベトナムなど幅広くなっています。

紛争案件を担当していて思うのですが、紛争案件の基本は、国の壁を越えて同じだと思います。説得しなければならない論点を見極めて、その論点について証拠を用いていかに説得していくか。迷ったときは、日本のもといた法律事務所(森・濱田松本法律事務所)の先輩方に教わったことを思い出し、基本に返って回答を出すことになっています。そうするとシンガポールの法律事務所の同僚にも納得してもらえることが多いと感じています。

最後に

正直、自分がこのような仕事をすることになるとは司法試験を受けていた頃は微塵も思っていませんでしたが、本当に心から今はこの仕事にやりがいを感じています。そして、このような場を与えてくれたのは、シンガポールに永住を覚悟してくれた妻、それを許してくれた家族、応援してくれる友人、そして何より自分を鍛えてくれたもとの事務所の方々のおかげだと思っています。

これからも1社でも多くの日本企業のアジア進出、拡大を支援できればと考えています。